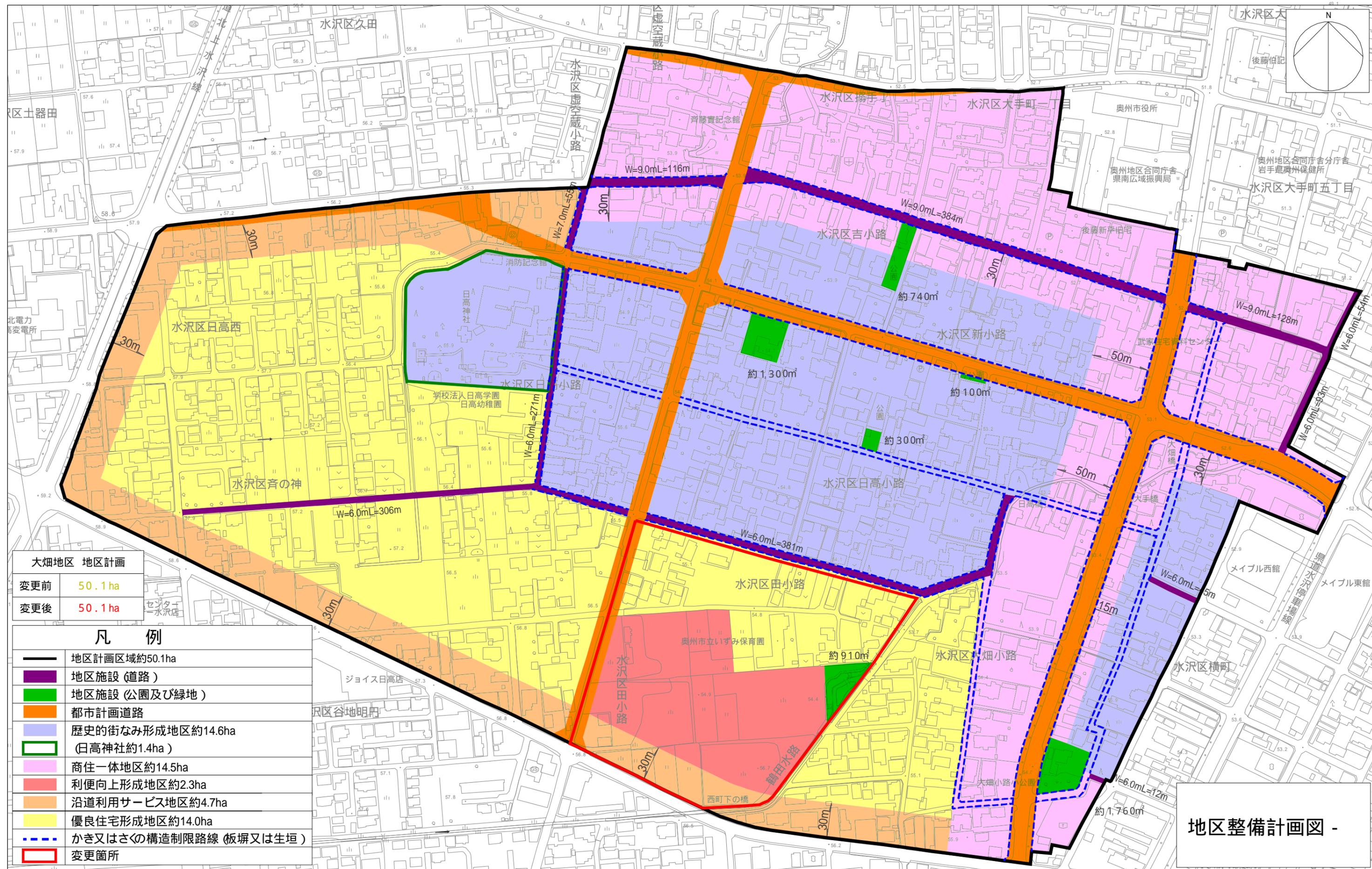


地区計画による行為制限等（大畑地区）

		大畑地区				
		歴史的街なみ形成地区 (約 14.6ha)	商住一体地区 (約 14.5ha)	沿道利用サービ ス地区 (約 4.7ha)	優良住宅形成地区 (約 14.0ha)	利便向上形成地区 (約 2.3ha)
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	120 m ²	80 m ²		120 m ²	120 m ²
	建築物等の高さの最高限度	地盤面から10mを上限	—	—	地盤面から10mを上限	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は、勾配屋根とする。 ・屋根の色は、黒、茶を基調とした落ち着いた色合いとする。 ・外壁の色は、黒、茶、白を基調とした落ち着いた色合いとする。 ・屋外広告板、そで看板、電柱そで看板及び立て看板については、一面当たりの面積を1 m²以下とし、色彩を周辺環境と調和したものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色は、黒、茶を基調とした落ち着いた色合いとする。 ・外壁の色は、黒、茶、白を基調とした落ち着いた色合いとする。 ・屋外広告板、そで看板、電柱そで看板及び立て看板については、一面当たりの面積を1 m²以下とし、色彩を周辺環境と調和したものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁の色は、原色を除いた落ち着いた色合いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁の色は、原色を除いた落ち着いた色合いとする。 ・土地及び建築物等に設置する屋外広告物については、色彩を周辺環境と調和したものとし、表示内容が常時変化する電光表示形式のものとは設置しないものとする。 	
かき又はさくの構造の制限	地区整備計画図に示すかき又はさくの構造制限路線沿いで、道路境界線から概ね2mの範囲のかき又はさくの構造は、板塀又は生け垣とする。	道路に面して設けるコンクリート造、ブロック造、石造などこれに類する構造の部分は、高さ1m以下とする。ただし、地区整備計画図に示すかき又はさくの構造制限路線沿いで、道路境界線から概ね2mの範囲のかき又はさくの構造は板塀又は生け垣とする。		道路に面して設けるコンクリート造、ブロック造、石造などこれに類する構造の部分は、高さ1m以下とする。		
土地利用の制限	現存する樹林地、草地等で良好な住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	日高神社 約1.4ha 緑の確保のため境内林を保全する。				



大畑地区 地区計画	
変更前	50.1 ha
変更後	50.1 ha

凡 例	
	地区計画区域約50.1ha
	地区施設 (道路)
	地区施設 (公園及び緑地)
	都市計画道路
	歴史的街なみ形成地区約14.6ha (日高神社約1.4ha)
	商住一体地区約14.5ha
	便利向上形成地区約2.3ha
	沿道利用サービス地区約4.7ha
	優良住宅形成地区約14.0ha
	かき又はさくの構造制限路線 (板塀又は生垣)
	変更箇所

1:3000

地区整備計画図 -